

・令和 7 年度第 2 回会議においていただいた他の意見に対する対応

委員意見要旨（第 2 回会議）	意見に対する対応
1 継続的に子どもの権利について考えていくという、子どもの委員を選任して一緒に条例を作っていくというプロセスが必要ではないか。	・ご指摘を踏まえ、2026 年 3 月 31 日より開始した Web アンケートの参加者のうち、継続して条例制定にかかわることを希望する「子ども・若者委員」を募集することとしました ・「子ども・若者委員」とは、5 月 7 日に 1 回目の、5 月 10 日に 2 回目のミーティングを実施し、具体的な子どもの権利についてどのように条例に盛り込んでいくかについて意見交換を行いました。 ・なお今後、年度内に 3 回程度、「子ども・若者委員」との活動を行う予定としております。
2 身体や精神の障害のある子どもの意見表明はどのように考えているのか。	・身体や精神の障害のある子どもからの意見聴取ができるよう、We b アンケートの実施にあたっては、特別支援学校の協力をえて、特別支援学校あてに周知をしました。また、読み上げ機能が活用できる旨や、インターネットでの回答だけでなく、メールの提出もできるようにするなど工夫も行いました。
3 乳幼児からの意見聴取も行うべきではないか。	・こども家庭庁において、乳幼児からの意見聴取は、「言葉だけではなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思（思いや願い）が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要」とされているところです。 ・そのため、乳幼児からの意見聴取については現場の先生方の意見も伺い、研究をしたうえで、今後本条例に基づき、適切な対応をしてまいりたいと考えています。 ・なお、「12 子どもの意見の反映等」において、「“子どもの年齢及び発達の程度に応じて” 適切な情報提供を推進する」とし、あらゆる年代の子どもを意識した表現の仕方としました。
4 権利擁護は当然必要であるが、子どもだけではなく、大人側もセットで守れるようにするためにはどうしたらよいかという点を押さえる必要があるのではないか。	・大人を含めた他者の権利の尊重は重要な観点であることから、条例に今後位置づけられる「子どもにとって大切な権利」の中で、「自身の権利が他者から尊重されることと同様に、他者の権利も尊重しなければならない。」と記述しました。